

JTBグループ OB・OG 会九州支部会則

(総則)

第1条 JTB グループ OB・OG 会九州支部は本部会則(以下「会則」と言う)第22条に準拠して九州支部内の事項を定める。

(支部活動)

第2条 当支部は、JTB グループ OB・OG 会の目的を達成する会務に関し、支部の事業として次の活動を行う。

- (1) 新入会員の入会促進
- (2) お客様紹介運動
- (3) 情報類の提供
- (4) 支部だよりの発行
- (5) 懇親会の開催
- (6) 同好会の推進
- (7) 親睦旅行の催行
- (8) 慶弔の表意
- (9) その他必要と思われる活動

(支部事務局)

第3条 当支部の事務局は、会則第8条の定めにより JTB 福岡事務所人事チームにおく。

(所属の特例)

第4条 当支部は、会員の所属について会則第8条の2の定めによる居住地を基準とするほか、現役時において支部の管轄地域(従前の組織を含む。)内に勤務した者も対象とする。

(支部会計)

第5条 当支部は、会則第9条の定めにより本部の統括管理のもとに第2条に定める支部活動にもとづいて、事業収支の予算を編成のうえこれを執行し決算をする。

(会員総会)

第6条 当支部は、毎年1回の支部の会員総会を開催する。

2. 前項の定めるほか、第7条に定める支部の役員の過半数が必要と認めたとき、および支部の会員総数の4分の1以上の会員から要望があったときには、臨時に支部の会員総会を開催する。
3. 総会の議長は、支部長がこれにあたる。

(支部役員)

第7条 当支部は、次の役員をおく。

- (1)理事 若干名
- (2)監事 1名

(支部役員の選出および任期)

第8条 支部の役員は、支部の会員総会で会員のなかから選出し、理事の互選により理事のうち1名を支部長とするほか、必要により副支部長をおく。

2. 支部の役員の任期は、2ヵ年とする。ただし、重任を妨げない。

(支部顧問)

第9条 この支部は必要により顧問をおく。

2. 支部の顧問は支部理事会の推薦により支部長が委嘱する。

注)顧問には、特に任期を設けない。

(支部理事会)

第10条 当支部は、第2条に定める支部活動に関して、支部内における会務の円滑な遂行を図るため、原則として年に4回以上支部理事会を開催する。

(支部理事の担当指定)

第11条 支部長は、必要により理事に次の会務区分による担当を指定する。

- (1)総務担当
- (2)経理担当
- (3)広報担当
- (4)親睦担当
- (5)会員拡大担当
- (6)レディース会担当
- (7)地区担当

地区担当理事は、地区会活動の円滑な運営を図る。

地区会は、北九州、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島に設置する。

(支部役員の職責)

第12条 支部長は、支部を代表し会務を統括する。

2. 支部長は本部理事として本部理事会に出席し、重要事項を審議する。

3. 副支部長、および理事は、支部長を補佐し支部内の担当する会務を処理するほか、支部理事会において主要事項を審議する。

第13条 監事は、支部の事業収支を監査しその結果を支部理事会および支部の会員総会に報告する。

(支部の本部申請)

第14条 当支部は、次に掲げる取扱いについて支部理事会において決議しこれを本部に申請する。

- (1)会則第10条の2に定める会費免除の取扱い
- (2)会則第11条の2に定める休会の取扱い
- (3)その他支部として必要と認める扱い

(資格喪失の確認)

第15条 当支部は、会則第11条に定める会員の資格喪失に該当する者が生じた場合には支部理事会において確認しこれを本部に報告するとともに本人宛に事前連絡を行う。

(支部幹事)

第16条 当支部は、事務局に幹事をおき、支部における会務の事務処理にあたる。

- 2. 幹事は、JTB 福岡事務所人事担当マネージャーに委嘱する。

(その他)

第17条 本会則に定める会議は、書面、電磁的方法およびオンライン会議で開催することができる。※

第18条 当支部会則に定めのない事項は、支部理事会において決定する。

付 則

支部会則は、平成26年7月10日から実施する。

※令和4年7月10日改正。